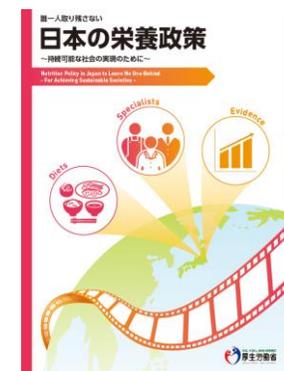
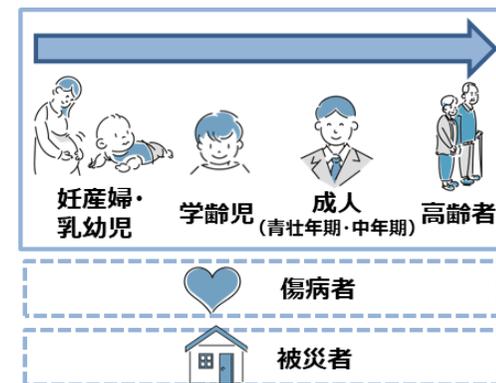


## 2. 榮養指導室

## 栄養施策の方向性 ～活力ある持続可能な社会の実現のために～

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、**誰一人取り残さず、より実効性のある取組**を進めていくことが必要。
- このため、健康日本21（第三次）では、健康に対する関心が薄い人も、無理なく健康づくりに関わられるよう、**環境面を整えることが重要である旨を明示**。
- こうした方針を踏まえ、**栄養施策としては、食環境づくりを始め、多様な主体を巻き込んだ取組**を推進。
- **栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基盤であり、活力ある持続可能な社会を実現する上で必須要素**。
- 日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である**「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動**。また、乳幼児期から高齢期まで全ライフステージを対象とした栄養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、**「誰一人取り残さない」栄養政策を推進**。
- これまでの栄養政策における経験を活かしつつ、これまでに経験したことがない対応を求められる状況が生じていることを踏まえ、**新たな栄養政策の創造のために、着実に施策を推進し、成果を得ていくことが必要不可欠**。



### 「日本の栄養政策」パンフレット

(健康・生活衛生局  
健康課栄養指導室作成)

## 1. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進

- 活力ある持続可能な社会の実現に資する栄養・食生活の推進事業 <予算：55百万円（55百万円）>
- 「健康的な食環境づくり」推進事業 <予算：5百万円（5百万円）>

## 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

- 国民健康・栄養調査の実施 <予算：180百万円（180百万円）> ※令和6年度は4年に1度の拡大調査として、約4倍の客体を対象に調査実施  
(参考) 令和7年度補正予算
- 国民健康・栄養調査オンラインシステム開発事業 <予算：245百万円>
- 健康日本21分析評価事業の実施 <予算：39百万円（39百万円）、委託先：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所>
- 食事摂取基準等の策定 <予算：32百万円（32百万円）>

## 3. 管理栄養士等の養成・育成

- 実践領域での高度な人材育成の支援 <予算：10百万円（10百万円）、委託先：公益社団法人日本栄養士会>
- 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保 <予算：71百万円（63百万円）>
- 管理栄養士の資格管理等事務に係るデジタル化の推進 <予算：11百万円（11百万円）>
- 特殊な調理に対応できる調理師研修事業 <予算：23百万円（23百万円）、補助先：公益社団法人調理技術技能センター>  
(参考) 令和7年度補正予算
- 管理栄養士等資格のデジタル化に向けた検討 <予算：79百万円>

## 4. 地域における栄養指導の充実

- 糖尿病予防戦略事業の実施 <予算：37百万円（37百万円）、補助先：都道府県等>

# 1. 健康的で持続可能な食環境づくりの推進

## 有識者検討会の設置背景等

- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題となっている中、**健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりの推進が急務**。
- こうした中、「成長戦略フォローアップ」等において、上記の食環境づくりを推進するため産学官等の連携体制を構築していく方針が明記。
- この食環境づくりを推進するに当たっては、今後、次期国民健康づくり運動に向けた議論が本格化していくことも見据え、**国民の健康の保持増進につなげていく視点**が必要な一方で、適切な栄養・食生活やそのための食事を支える**食環境の持続可能性を高めていく視点**も重要。
- 以上を踏まえ、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方を検討するため、関係省庁※1との連携の下、厚生労働省健康局長の主催により、検討会※2を開催(2021年2月～6月計4回、座長：武見ゆかり 女子栄養大学大学院研究科長)。同年6月30日に報告書を公表。  
※1 農林水産省・経済産業省・環境省・消費者庁  
※2 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会

## 検討会報告書のポイント

### 【食環境づくりの方向性】

- 全世代や生涯の長きにわたり関係し得る**重要な栄養課題**として、「**食塩の過剰摂取**」に優先的に取り組みつつ、「**若年女性のやせ**」や「**経済格差に伴う栄養格差**」にも取り組む。併せて、「栄養・食生活」と「環境」の相互作用性を踏まえ、事業者が行う環境保全に資する取組にも焦点。
- 健康関心度等の程度にかかわらず、誰もが自然に健康になれるよう、事業者（食品製造、食品流通、メディア等）による栄養面・環境面に配慮した食品(商品)※の開発、販促、広報活動等を、産学官等が連携して推進。  
※ 当面は、ないしょく内食(家庭内調理)及び中食(持ち帰り弁当・惣菜等)を対象。

### 【主な取組の内容】

- 厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、産学官等連携の下、**健康的で持続可能な食環境づくりを本格始動するための組織体を立ち上げる**。以後、「環境・社会・企業統治(ESG)」評価の向上に資する視点を加味した、専用ウェブサイトを用意。
- 参画事業者は、**栄養面・環境面に関する具体的な行動目標・評価指標を設定し、本組織体に登録の上、毎年、進捗を評価**。これらの内容は、本組織体での確認を経て、上記**専用ウェブサイトに公表**。事業者インセンティブとして、**事業者のESG評価の向上、事業機会の拡大等が期待**。

産学官等連携によるこうした取組により、食環境づくりが効果的に進み、**国民の健康寿命の延伸**を通じて、**活力ある持続可能な社会**が構築されていくことが期待。

# (参考) 東京栄養サミット2021の開催と「健康的で持続可能な食環境づくりの推進」

## 東京栄養サミット2021 開催概要

- 本サミットは、2013年（ロンドン）、2016年（リオデジャネイロ）に続く3回目のサミットとして、2021年12月7日（火）、8日（水）、日本政府（外務省、厚生労働省、農林水産省など）の主催により東京都内で開催。
- 各国政府、国際機関、民間企業、市民社会、学術界を始めとする幅広い関係者から参加（約60か国の首脳級及び閣僚級等のほか、国際機関の長、民間企業、市民社会、学術界の代表等、計90名以上が発言）※。 ※ 国内関係者は対面中心、海外関係者は全面オンライン参加。
- 先進国・途上国を問わず、成長や発育を妨げる低栄養と、非感染性疾患（生活習慣病等）を引き起こす過栄養の「栄養不良の二重負荷」が問題となっていることや、新型コロナウイルス感染症による世界的な栄養状況の悪化を踏まえ、栄養改善に向けて国際社会が今後取り組むべき方向性について議論を実施。
- 厚生労働省は、「日本の栄養政策」等、計5つのイベントを開催し、100年以上続く日本の栄養政策の経験や知見を世界に発信。

### 12月7日（火）岸田総理による開催挨拶（抜粋）

御出席の皆様、東京栄養サミット2021へようこそ。世界各国から皆様をお迎えし、このサミットを開催できることをうれしく思います。（略）

栄養の力で人々を健康に、幸せにする。これは、日本栄養士会会長の中村丁次氏の言葉です。日本は、この思いを世界に広げます。

日本はまた、国内において、イノベーションやデジタル化の推進、科学技術も活用しながら、**栄養と環境に配慮した食生活**、バランスの取れた食、健康経営等の推進を通じ、国民の栄養状況を更に改善していく決意です。

各国政府のみならず、国際機関、民間企業、市民社会、学術界など、全ての関係者の力を結集する必要があります。本日の東京栄養サミットを通じて、全ての関係者が資金と政策の双方に関する野心的なコミットメントを発表することを強く期待いたします。我々が栄養問題に向き合うとき、誰一人取り残してはなりません。

日本は、栄養問題に全力で取り組み、人類の未来に貢献していきます。（略）

今こそ、この東京から、世界中の皆さんの英知と決意を結集し、栄養改善に向け、大きく踏み出しましょう。

## 成果文書（東京栄養宣言）

- 本サミットで発表・議論された内容を取りまとめ、成果文書として、東京栄養宣言（グローバルな成長のための栄養に関する東京コンパクト）を発出。
- 各関係者からのコミットメント（誓約）がまとめられており、日本政府もコミットメントを表明。

### 【日本政府コミットメント（抜粋）】

- 国内政策：我が国の栄養関連施策の強化を推進し、その利点を対外的に発信。  
持続可能な社会の基盤となる「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を推進。  
**健康的で持続可能な食環境づくり**等の政策パッケージを展開。2023年から進捗・成果を毎年公表。
- 国際支援：二国間及び多国間の枠組みを通じた支援により、世界の栄養改善に貢献。
- 国内外の栄養改善の取組強化に向け、分野横断的な連携体制を構築。

## パリ栄養サミット2025

- 東京に続く栄養サミットは、2025年3月27日、28日に、パリで開催（フランス政府主催）。



(参考) 厚生労働省ウェブサイト：[https://www.mhlw.go.jp/nutrition\\_policy/tokyosummit2021/](https://www.mhlw.go.jp/nutrition_policy/tokyosummit2021/)

外務省ウェブサイト：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page25\\_002043.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page25_002043.html)

- 厚生労働省での有識者検討会及び東京栄養サミット2021の日本政府コミットメントを踏まえ、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げた(2022年3月)。**食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等\***の連携により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。

※ 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、**多様な業種**を含む。事業者の**地域、規模等は問わない**。

- 参画事業者はSMART形式\*の行動目標と評価指標を自ら設定しつつ、より効果的な方策を、イニシアチブ参画事業者同士で検討し、協働することにより、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを目指す。

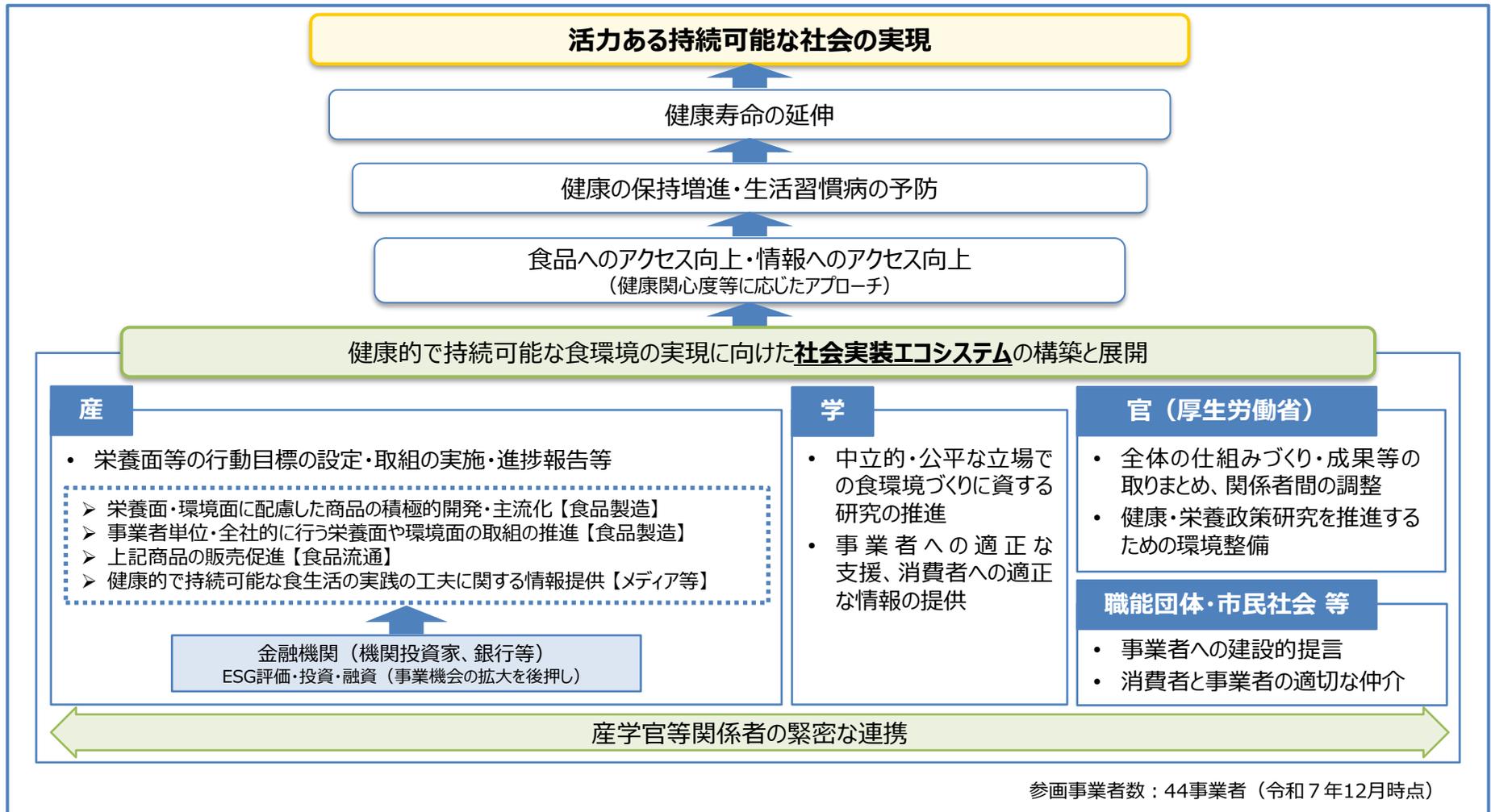
※ SMART形式とは、実効性の向上、定量的な進捗評価等を可能とするために提唱されている、Specific(具体的)、Measurable(測定可能)、Achievable(達成可能)、Relevant(関連のある)、Time-bound(期限のある)な形式をいう。

## 実施内容

- イニシアチブとしてのゴール策定**
  - 東京栄養サミット2021での食環境づくりに関する日本政府コミットメントを踏まえた、産学官等で協働すべき効果的な取組の特定、行動ロードマップの策定 等
- 食環境づくりに資する研究・データ整備等の推進**
  - 日本及びアジアの食生活や栄養課題に適合した栄養プロファイリングシステムの検討
  - 消費者への効果的な訴求方法、販売方法等に関する実証 等
- 各参画事業者のSMART形式の行動目標に関するPDCAプロセス支援**
  - 産学官等の間における情報交換等の場・機会の設定
    - 同業種・異業種間の情報交換・意見交換(連携機会の創出)
    - 国(厚生労働省等)、研究所等との情報交換・意見交換(事業リスク回避の上で参考となる栄養面・環境面の国際動向等の共有を含む。) 等
  - 金融機関関係者等との情報交換等の場・機会の設定
    - 機関投資家等アドバイザーとの情報交換・意見交換 等
- 国内外に向けた情報発信**

## (参考) 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの枠組み

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
  - ※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
  - ※2 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



## 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)とより実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、**令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」**を推進するものである。

### 第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

#### 二 目標設定の考え方

#### 3 社会環境の質の向上

##### (二) 自然に健康になれる環境づくり

自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、「**健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ**」、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

目標	指標	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

# 健康日本21(第三次)における「イニシアチブに登録されている都道府県数」

## 目標・指標・目標値の設定背景

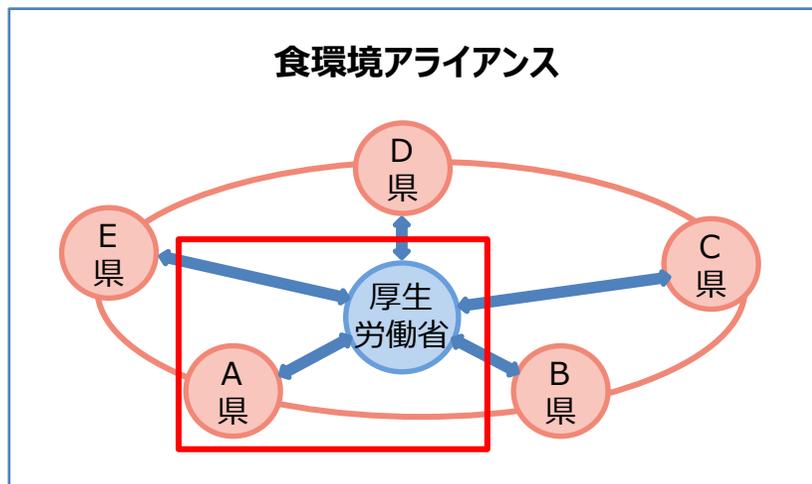
- 「誰一人取り残さない日本の栄養政策」の更なる推進の一環として、健康的で持続可能な食環境づくりを全国各地で効果的に推進するには、国の取組(イニシアチブ)と、地域特性を踏まえた都道府県との取組を相補的・相乗的に展開していくことが重要。
- このため、イニシアチブを活用した、食環境づくりに関する国と都道府県の効果的な連携関係(食環境アライアンス)を構築し、全国に広めていくことが必要。

## 「都道府県数」の考え方

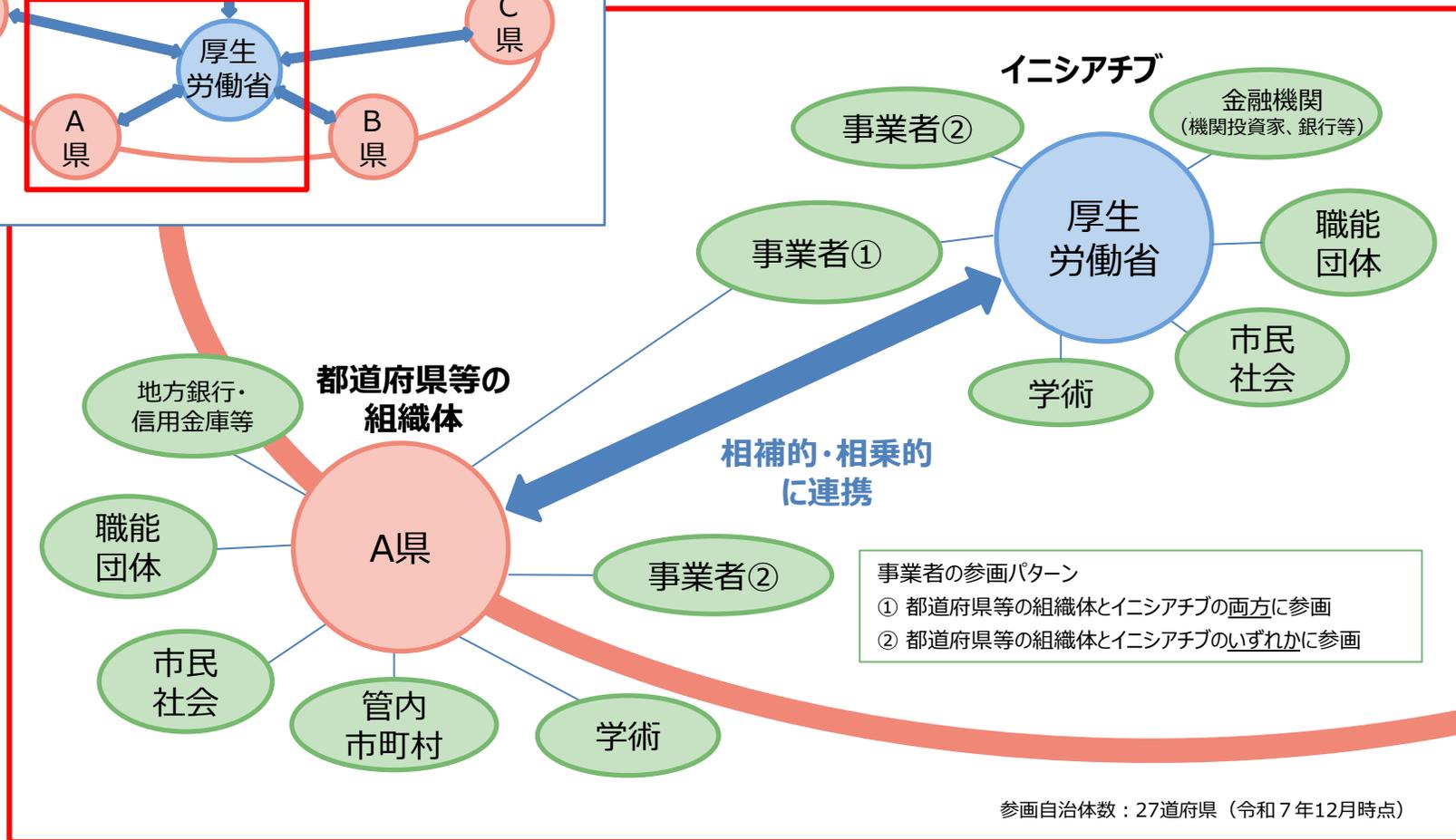
「都道府県数」とは、以下の(1)及び(2)を満たす取組として、イニシアチブとの連携に係る申請を行った上で、イニシアチブに登録された都道府県である。

- (1) 都道府県等として、**健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための組織体(産学官等の構成が望ましいが、少なくとも産官で構成するものとする。)**を設置し、組織体の取組の内容、成果等について合意形成を図るための会議を定期的開催するとともに、取組に係る年次レポートを作成・公表する。
- (2) 食環境づくりは、人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に関連させて推進していくことが重要であり、この考えに沿った取組は、事業者の業種や規模を問わず可能である。こうした観点から、都道府県等として、幅広い業種等の事業者に対し、以下の①から④の全てを含む取組を実施する。
  - ① **組織体への参画と、それを介したイニシアチブへの参画について呼び掛けるとともに、事業者からの各種照会等に対応する。**
  - ② **組織体への事業者の参画要件として、イニシアチブと同様の内容(少なくとも「食塩の過剰摂取」への対策に関する行動目標を1つ以上設定し、都道府県に申請する。)**を提示する。
  - ③ **栄養・食生活に関する地域診断(食品へのアクセスと情報へのアクセスに関する内容を含む。)**の結果を踏まえ、**地域課題を事業者に提示し、その解消に資する行動目標の設定を推奨・支援する。**
  - ④ 健康に関心の薄い層へのアプローチに係る方針を提示することで、**健康関心層のみならず、健康に関心の薄い層へのアプローチも推奨する。**

# 健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス (食環境アライアンス)の構築(2024年6月立ち上げ)



- 「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」では、健康日本21（第三次）の目標の指標とされた、全都道府県のイニシアチブへの登録の推進に向けて、2024年6月に食環境アライアンスを立ち上げ。
- 都道府県等は、食環境アライアンスへの参画により、イニシアチブのリソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。



## 2. 科学的根拠に基づく基準等の整備・普及

### 国民健康・栄養調査の概要

- 国民健康・栄養調査は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、**国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために毎年実施**される。
- 4年ごとに調査地区を拡大した国民健康・栄養調査（拡大調査）を実施し、健康日本21（第三次）のモニタリング 評価を行うとともに、地域格差等を把握する。
- **健康日本21に加え、がん対策推進基本計画や地域医療計画等の評価にも活用されている。**

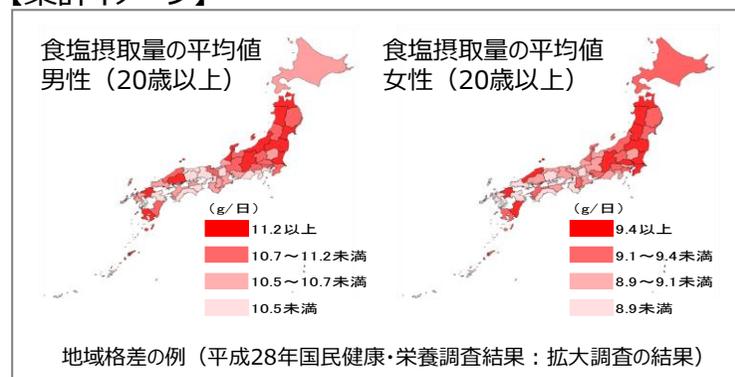
（参考）健康日本21（第三次）と拡大調査のスケジュール



#### 【調査項目】

- ① 身体状況調査票
  - ・身長、体重（1歳以上）
  - ・腹囲、血圧測定、血液検査、問診（20歳以上）
- ② 栄養摂取状況調査票
  - ・世帯状況、食事状況（欠食・外食等）、食物摂取状況（栄養素等摂取量、食品摂取量等）（1歳以上）
  - ・1日の身体活動量（歩数）（20歳以上）
- ③ 生活習慣調査票
  - ・食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般（20歳以上）

#### 【集計イメージ】



#### 【調査規模】

通常調査	拡大調査
国民生活基礎調査から層化無作為抽出した全国300単位区内の世帯（約6,000世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約15,000人）	令和2年国勢調査地区から層化無作為抽出した全国475地区内の世帯（約23,750世帯）及び当該世帯の1歳以上の世帯員（約54,000人）

## 【目的】

令和6年度から開始した「健康日本21（第三次）」で設定された目標達成に向け、主要な項目について数値の推移等の調査や分析を継続的に行い、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める必要があることから、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所への委託事業として実施。

## 【事業内容】

- (1) 健康日本21（第三次）に関する目標項目の分析評価
- (2) 健康日本21（第三次）の推進に関する分析評価
- (3) 国民健康・栄養調査の経年変化及び諸外国との比較に関する分析評価
- (4) 都道府県格差縮小のための支援に資する分析評価
- (5) 国民健康・栄養調査に係る基盤整備
- (6) 食環境の整備に必要な情報の収集及びデータの集計・分析
- (7) 健康寿命の延伸等に関する施策の課題の整理 等

## 健康日本21（第三次）目標一覧

ページ内目次

☑ 別表第一 ☑ 別表第二 ☑ 別表第三 ☑ 別表第四

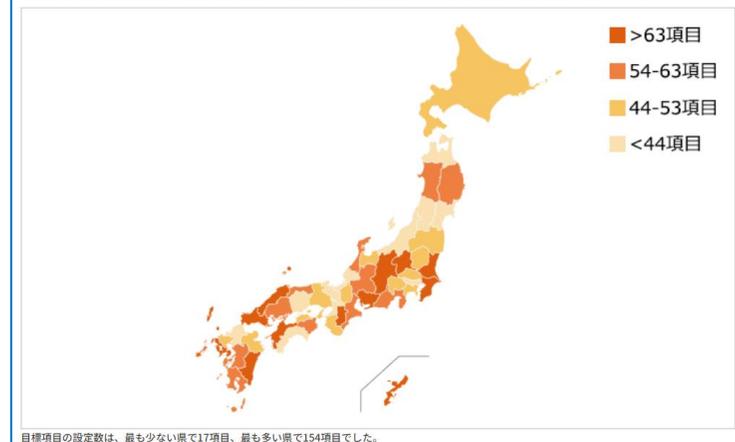
### 別表第一：健康寿命の延伸と健康格差の縮小に関する目標

別表第一

目標	指標	目標値
①健康寿命の延伸	日常生活に制限のない期間の平均	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (令和14年度)
②健康格差の縮小	日常生活に制限のない期間の平均の下位4分の1の都道府県の平均	日常生活に制限のない期間の平均の上位4分の1の都道府県の平均の増加分を上回る下位4分の1の都道府県の平均の増加 (令和14年度)

## 各都道府県の目標項目数

都道府県における健康増進計画について、各自治体のホームページ（2019年5月31日公表まで）から、目標設定状況についてまとめました。<sup>[4]</sup>



健康日本21分析評価事業ホームページ

<https://www.nibn.go.jp/eiken/kenkounippon21/other/topics.html>

# 食事摂取基準の策定・活用

- 食事摂取基準は、健康増進法第16条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持増進、生活習慣病の予防を目的として、エネルギー及び各栄養素の摂取量について、1日当たりの基準を示したものであり、5年ごとに改定を行っている。

- 健常者及び傷病者を対象とした事業所給食、医療・介護施設等における栄養・食事管理（入院時食事療養における栄養補給量の設定等）
- 学校給食実施基準の策定
- 食品表示基準（栄養成分表示、機能性表示等の基準）、特別用途食品（病者用食品等）の基準の策定
- 国及び地域における計画策定及び評価（健康日本21（第三次）、食育推進基本計画等）等

- 「「日本人の食事摂取基準（2025年版）」策定検討会」の報告書を令和6年10月に取りまとめ、その内容に沿って食事摂取基準の改定を行い、令和6年11月に告示を行った。

（参考） 食事摂取基準の沿革

	使用期間	公表時期
日本人の栄養所要量（初回策定）	昭和45年4月～50年3月	昭和44年8月
（第1次改定）	昭和50年4月～55年3月	昭和50年3月
（第2次改定）	昭和55年4月～60年3月	昭和54年8月
（第3次改定）	昭和60年4月～平成2年3月	昭和59年8月
（第4次改定）	平成2年4月～7年3月	平成元年9月
（第5次改定）	平成7年4月～12年3月	平成6年3月
（第6次改定） -食事摂取基準-	平成12年4月～17年3月	平成11年6月
日本人の食事摂取基準（2005）	平成17年4月～22年3月	平成16年10月
日本人の食事摂取基準（2010）	平成22年4月～27年3月	平成21年5月
日本人の食事摂取基準（2015）	平成27年4月～令和2年3月	平成26年3月
日本人の食事摂取基準（2020）	令和2年4月～7年3月	令和元年12月
日本人の食事摂取基準（2025）	令和7年4月～	令和6年10月

- 戦後、科学技術庁が策定していた「日本人の栄養所要量」は、昭和44年の策定より、厚生省が改定を行うこととなった。
- また、平成16年に策定した「日本人の食事摂取基準（2005年版）」において、食事摂取基準の概念を全面的に導入し、名称を変更した。
- 国民の体位、食生活及び健康課題の変化等を鑑みながら、最新の知見に基づき、初回策定以降、5年ごとに改定を行っている。

### 3. 管理栄養士等の養成・育成

#### 制度

平成12(2000)年  
栄養士法の一部改正  
(管理栄養士の業務の  
明確化等)

#### 養成の充実

平成13(2001)年  
管理栄養士養成カリキュ  
ラムの全面改正  
(平成14(2002)年施行)

平成30(2018)年度  
教育養成のためのモデル・  
コア・カリキュラムの策定

#### 国家試験の充実

平成14(2002)年  
管理栄養士国家試験出題基  
準(ガイドライン)の改定

平成22(2010)年度以降、  
4年に1回の頻度で改定

- ・平成22(2010)年度改定  
→平成23(2011)年度試験から適用
- ・平成26(2014)年度改定  
→平成27(2015)年度試験から適用
- ・平成30(2018)年度改定  
→令和元(2019)年度試験から適用
- ・令和4年(2022)年度改定  
→令和5(2023)年度試験から適用

**第40回試験(令和7年度)**  
実施 : 令和8年3月1日(日)  
合格発表: 令和8年3月27日(金)

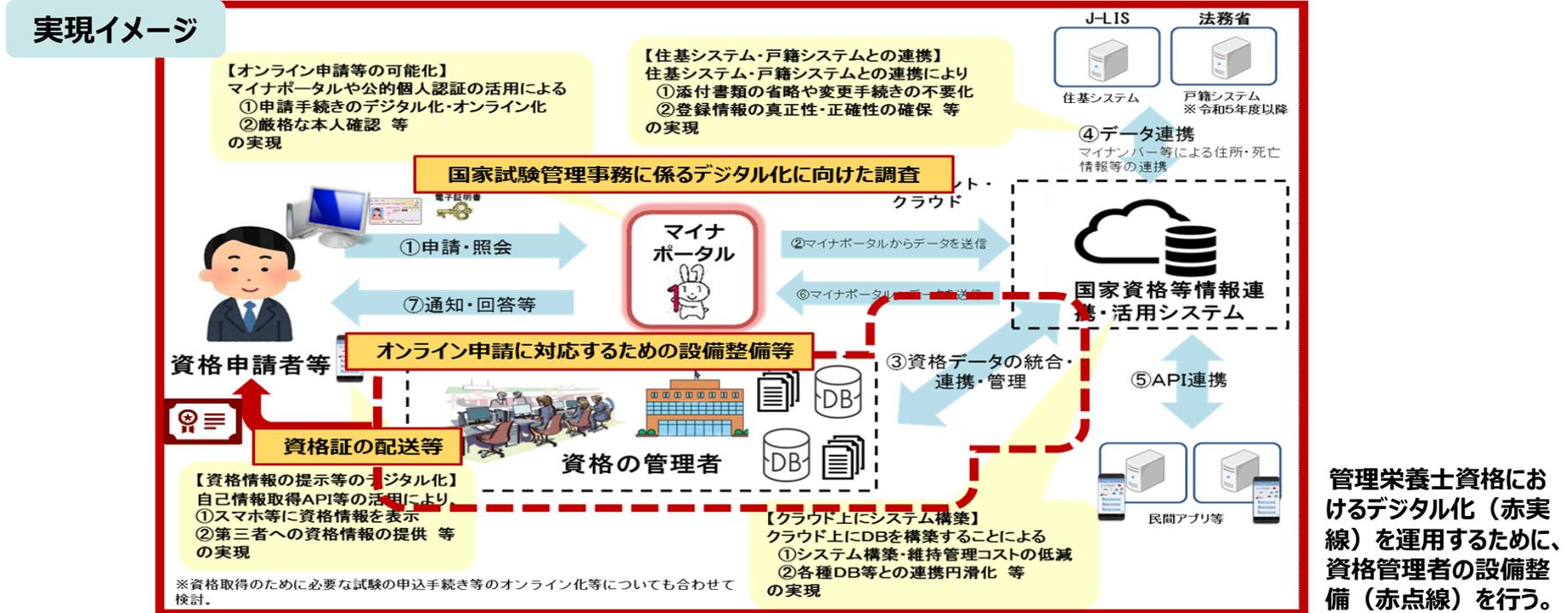
#### 生涯教育の充実

平成25年度～  
**管理栄養士専門分野別育成  
事業**(関係団体、関係学会と協働)

# 管理栄養士等資格の管理事務等※デジタル化の推進

※資格管理(名簿管理)及び試験管理

- マイナンバー制度を活用した「国家資格等情報連携・活用システム※(以下、システム)」を使用の上、デジタル化を先行させる32資格に**管理栄養士・栄養士**が含まれていることから、同資格に係るシステム導入、導入後の円滑な運用に向けた課題整理・対応等を行う。  
※資格管理業務の開始時期はデジタル庁と調整中
- また、マイナンバーカードの利活用の推進の一環として、32資格等の受験申請等の手続(試験管理)のデジタル化も順次予定されており、それに向けて管理栄養士国家試験に係る仕様の調整等※を行う。※オンライン申請時に必要となる入出力情報の整理等



管理栄養士資格におけるデジタル化(赤実線)を運用するために、資格管理者の設備整備(赤点線)を行う。

参考：社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会報告書(令和3年1月8日)

デジタル化の対象	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度
資格管理	システム仕様調整等	システム仕様調整等	運用テスト、稼働準備、導入後の課題整理・対応	※管理栄養士運用開始時期は、令和8年度秋以降で調整中
試験管理	課題整理、情報収集等	システム仕様調整等	稼働準備、導入後の課題整理・対応	※運用開始時期はデジタル庁等と調整中

## 実践領域での人材育成の支援

- 高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図るため、厚生労働省の委託事業（委託先：日本栄養士会）として、平成25年度から「管理栄養士専門分野別育成事業」を実施。
- 新たな専門領域の認定の在り方について検討するとともに、既に認定を開始している専門分野別管理栄養士の認定システムについて学会と連携し、検証・改善を行う。
- **令和5年度からは、公衆衛生職域の中堅期以降を対象とした「公衆衛生専門管理栄養士」の認定に向けて、日本公衆衛生学会との連携の下、検討を進めてきた。令和7年度は、日本栄養士会と日本公衆衛生学会が共同して第1回の認定を行う予定。**

## 教育領域での人材育成の支援

- 管理栄養士養成施設数は153校、栄養士養成施設数は137校（令和6年4月現在）
- 令和元年度に「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」活用支援ガイドを作成。また、令和2年度に食環境整備等のアプローチも含めて地域の栄養課題の解決を図る上で必要な知識や技術に関する教育プログラムを作成。（委託先：日本栄養改善学会）

## 管理栄養士国家試験の運営、管理栄養士等の資質確保

- 栄養士法に基づく管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付等を行う。

## 特殊な調理に対応できる調理師研修事業

- 今後の超高齢社会の更なる進展を見据え、地域包括ケアシステムの推進に係る食環境づくりの一環として、調理師が、医療・介護施設のみならず飲食店等でも、対象者の嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できるよう、専門技能の修得を支援する。

## 4. 地域における栄養指導の充実

### 健康的な生活習慣づくり重点化事業【糖尿病予防戦略事業】

#### 【事業目的】

糖尿病の発症を予防するために、生活習慣を改善し、適切な食生活や適度な運動習慣など、糖尿病予防に取り組みやすい環境を整備することを目的とする。

#### 【事業内容】

##### ① 民間産業、民間団体、管理栄養士・栄養士養成施設等と連携した健康的で持続可能な食環境整備

**健康的で持続可能な食環境整備の一環**として、内食・中食・外食等で以下の（ア）・（イ）のいずれか又は両方の実施

（ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事やその理解の促進

（イ）**「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」**等の改善に資する取組

##### ② 地域高齢者等の健康支援を推進する食環境整備

フレイル予防にも配慮した糖尿病予防事業として、地域高齢者等にとって質・量が適切な食事に対する理解促進、各々の身体状況に応じた食事が提供される体制構築

##### ③ その他地域の特性を踏まえた環境整備

優先的な課題を解決するために、地域の特性を踏まえた疾病の構造と食事や食習慣の特徴を踏まえた取組の実施

#### 【実施主体】

都道府県・保健所を設置する市・特別区

〈令和7年度実績〉 37百万円、61自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）

〈令和8年度予算〉 37百万円※ 【補助率】 1 / 2

※申請が多数あった場合は、事業内容を精査し、予算額内で補助。

特に、委託費の割合の高い事業は、査定の対象とする。

# (参考) 食生活改善普及運動

- 期 間：毎年9月1日から9月30日までの1か月間
- テーマ：「まずは毎日、あと一皿ずつ野菜と果物をプラス」
- 取 組：「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加」、「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、「食塩摂取量の減少」及び「牛乳・乳製品の摂取習慣の定着」に向けた取組について、更に強化するため全国的に展開。農林水産省にも協力いただいた。店頭などで簡単に使えるよう、特設ページにツールを掲載しており、無料でダウンロードが可能。

まずは毎日、あと一皿ずつ野菜と果物を  
プラスしてみましょう

**野菜**  
野菜の摂取量は日々減少。  
特に20～30代で  
少ないです。

**果物**  
果物の摂取も低下傾向。  
20～40代では半量以上が  
食べていません。

食事に野菜・果物をまずは一皿追加しませんか。野菜・果物にはビタミンやミネラル、  
食物繊維が豊富に含まれています。毎日の食事に取り入れ、適切な食生活につなげましょう。

**9月は食生活改善普及運動、健康増進普及月間です。**

食生活改善普及運動 | 厚生労働省 | 農林水産省

## 【バランスのよい食事】

主食・主菜・副菜をそろえて  
バランスのよい食事を

SMART LIFE PROJECT

## 【毎日プラス1皿の野菜】

今日の  
「プラス1皿」は  
野菜・果物に決定

食事に野菜・果物を  
まずは1皿追加しませんか。  
野菜・果物にはビタミンやミネラル、  
食物繊維が豊富に含まれています。  
毎日の食事に取り入れ、  
適切な食生活につなげましょう。

SMART LIFE PROJECT

## 【おいしく減塩まずは1日マイナス2g】

まずは **-2**  
減塩で健康生活

目標は現在の摂取量から  
まずは-2g。だし・柑橘類・  
香辛料等を使って、  
おいしく減塩。  
栄養表示を見て、  
かしく減塩。

おいしく減塩  
まずは  
1日マイナス2g

SMART LIFE PROJECT | 厚生労働省

## 【毎日のくらしに果物を】

毎日のくらしに果物を

果物で  
健康生活

大人が1日に必要な  
果物の摂取量は、200g。  
手軽に果物を日々のくらしに  
取り入れましょう。

SMART LIFE PROJECT

## 【毎日のくらしwithミルク】

毎日のくらし  
with  
ミルク

牛乳・乳製品で  
健康生活

20代～30代の3人に1人が  
牛乳・乳製品をとっていません。  
カルシウムとたんぱく質が  
バランスよく含まれる、  
牛乳・乳製品をとって  
あなたの未来も健康に。

SMART LIFE PROJECT | 厚生労働省

URL : <https://kennet.mhlw.go.jp/slp/event/plus1tool?hash=>